様式第３号（要綱第８条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所番号　　　　－

**使 用 中 の Ｐ Ｃ Ｂ 製 品 の 使 用 状 況 報 告 書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　東　京　都　知　事　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　報告者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　東京都ＰＣＢ適正管理指導要綱第８条の規定に基づき、前年度の３月３１日における使用中のＰＣＢ製品の使用状況について、次のとおり報告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用事業場の名称 | 電　話 | 管　理  責任者  (連絡先) | 所　属 　 電　話 |
| 使用事業場の所在地 | 〒 | 氏　名 |
| 来年度以降の書類送付先 | 〒　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称 | | |

ＰＣＢ製品の使用状況（高圧コンデンサ、高圧トランス、蛍光灯安定器、その他）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 機器名 | 製造業者名 | 型　式  (製造番号) | 表示記号等 | 定格・数量 | 製造年月  （西暦） | 濃度区分  (どちらかに○) | 保管予定  (廃棄予定) | 処分業者との  調整状況 | 使用場所 | 参考事項  (PCB濃度を記入)  (mg/kg) |
| １ |  |  |  |  | × |  | 高濃度・低濃度 | 年　月 |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  | × |  | 高濃度・低濃度 | 年　月 |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  | × |  | 高濃度・低濃度 | 年　月 |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  | × |  | 高濃度・低濃度 | 年　月 |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  | × |  | 高濃度・低濃度 | 年　月 |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  | × |  | 高濃度・低濃度 | 年　月 |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  | × |  | 高濃度・低濃度 | 年　月 |  |  |  |

* 「機器名」欄には、次頁のコード表を参照の上、名称を記入してください。多数の種類の機器がある場合は、別葉に一覧表を作成の上、本報告書に添付してください。
* 同一事業場において、使用中のＰＣＢ製品のほかに保管中のＰＣＢ廃棄物がある場合は、本報告書ではなく、ＰＣＢ特別措置法第８条の規定に基づく届出書「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者用）（様式第一号（一））」を提出してください。

|  |
| --- |
| **「機器名」欄には、種類の例示等を参照の上、名称を記入してください。** |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用電気機器の種類 | 種類の例示等 | 使用電気機器の種類 | 種類の例示等 |
| １変圧器（トランス） | 高圧変圧器、特別高圧トランス | ９サージアブソーバー | ｻｰｼﾞｱﾌﾞｿｰﾊﾞｰ、雷吸収用ｺﾝﾃﾞﾝｻｰ |
| ２柱上変圧器（柱上トランス） | 微量PCB混入柱上変圧器 | 10蛍光灯用安定器 | 照明用安定器、安定器 |
| ３計器用変成器 | 計器用変成器、変成器、変流器、計器用変圧器、PT | 11水銀灯用安定器 | 水銀灯用の安定器 |
| ４リアクトル | 電流の位相調整に使用する機器で、銘板等によりリアクトルと判別出来る機器 | 12ナトリウム灯用安定器 | ﾅﾄﾘｳﾑ灯安定器、低圧ﾅﾄﾘｳﾑ灯器具 |
| ５放電コイル | 高濃度ｺﾝﾃﾞﾝｻｰ、高圧進相ｺﾝﾃﾞﾝｻｰ | 13 安定器（用途不明） | 用途不明の安定器 |
| ６整流器 | 交流を直流に変える機器で、銘板等により整流器と判別できる機器 | 14 ネオン変圧器（ネオントランス） | ネオンサイン用のトランス |
| ７コンデンサー（3kg 以上） | 高圧コンデンサー、低圧蓄電器 | 15 その他電気機械器具 | 上記のいずれにも該当しない機器。(　)内に具体的に記述してください。 |
| ８コンデンサー（3kg 未満） | 小型コンデンサー | 16 OF ケーブル | 地中送電ケーブル、電力ケーブル |

**（注１）コンデンサーの小型機器と大型機器の区分**

高濃度ＰＣＢのコンデンサーは、小型（３kg未満）と大型（３kg以上）の区分を廃棄物の種類の後に記載してください。

**（注２）濃度区分について**

ＰＣＢ含有電気機器は、高濃度ＰＣＢ電気機器と、微量（低濃度）ＰＣＢ電気機器に分類されます。

・**高濃度ＰＣＢ電気機器**…絶縁油にＰＣＢが使用されたもの。電気機器の筐体に取り付けられた銘板情報から製造業者に確認して判別することが可能です。

・**微量（低濃度）ＰＣＢ電気機器**…絶縁油にＰＣＢが使用されていないはずの機器に微量のＰＣＢが混入しているもの。高濃度ＰＣＢ電気機器に該当しない

ことが明らかで、絶縁油中のＰＣＢ濃度が０．５mg/kgを超える場合は、微量ＰＣＢ含有機器に該当します。